

独立行政法人男女共同参画機構第 1 期中期目標（案）

目 次

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II	中期目標の期間	4
III	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	4
1	男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進	4
	（1）男女共同参画センターを拠点とした連携・協働の促進	5
	（2）知見・ノウハウの蓄積及び共有	6
	（3）センター等に対する助言等	6
2	男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する広報啓発活動	7
	（1）男女共同参画・女性活躍に資する情報の提供	7
	（2）男女共同参画・女性活躍に関する歴史的資料の収集・保存の推進	7
	（3）積極的な広報啓発活動の充実・強化	8
3	男女共同参画に関する研修プログラムの開発・充実及び研修の実施	8
	（1）センター職員等の育成・専門性向上	9
	（2）地域の男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者の育成・専門性向上	9
	（3）困難な問題を抱える女性や望まない孤独及び孤立などに直面する男性を支援するための人材の育成	10
4	男女共同参画社会の実現に向けた専門的な調査研究の実施	10
5	国際的な情報収集や発信	11
	（1）国際的な情報収集と情報発信	12
	（2）諸外国における人材育成	12
IV	業務運営の効率化に関する事項	13
1	経費等の合理化・効率化	13
2	調達等の合理化	13
3	給与水準の適正化	13
4	情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善	13
V	財務内容の改善に関する事項	14
1	予算執行の効率化	14
2	自己収入の拡大等	14
VI	その他業務運営に関する重要事項	14
1	内部統制の充実・強化	14
2	公文書管理、個人情報保護、情報公開及び情報セキュリティ体制の充実	14
3	人事に関する計画	14
4	長期的視野に立った施設・設備の整備等	15
5	温室効果ガスの排出の削減	15

(序文)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

<法人の使命>

機構は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第79号）第3条の規定のとおり、男女共同参画促進施策（男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）第8条に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策をいう。以下同じ。）に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、男女共同参画促進施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員等に対する研修、男女共同参画促進施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究等を行うことにより、男女共同参画促進施策の推進を図り、もって男女共同参画社会の形成（基本法第2条第1号に規定する男女共同参画社会の形成をいう。以下同じ。）の促進に寄与することを目的とする独立行政法人である。

我が国では基本法において、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現について、二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとされている。

基本法に基づき「第6次男女共同参画基本計画」（令和8年3月13日閣議決定。以下「基本計画」という。）では、二つの政策領域（「I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」及び「II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化」）に加え、これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための「III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」が示されている。機構は、男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとしての、また、全国各地の男女共同参画センター（以下「センター」という。）等を強力に支援するセンターオブセンターズとしての役割を踏まえ、国、地方公共団体、男女共同参画促進施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画促進施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすことが求められている。

<法人の現状と課題>

基本法の施行から約25年を経て、女性の就業率については、いわゆるM字カーブはほぼ解消し、男性の育児休業の取得率が向上したほか、女性に対する暴力についても、各種の支援体制が拡充されるなど、大きな進捗があった一方、出産を契機に女性が非正規雇用化するいわゆるL字カーブ問題が続いており、政策や方針決定過程への女性の参画拡大などについては、進展に遅れが見られ、また、根強い固定的

な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）も残っているほか、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成や、多様かつ複合的な困難を抱える女性へのきめ細やかな支援の充実に取り組む必要がある。

このように、男女共同参画に関する課題が幅広く多様化する中で、総合的に男女共同参画社会の形成に取り組んでいくためには、機構は国の男女共同参画促進施策を推進するための中核的な機関としての機能を果たしていくことが求められる。

くわえて、我が国全体の人口減少が続く中、今後、地方において人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定される。各地域において、女性の活躍を推し進めることは、女性本人の経済的自立や自己実現に資するのみならず、男性の活躍の場を家庭や地域社会に広げていくことにもつながり、我が国社会全体として、地域社会の担い手の確保や、多様な視点によるイノベーションを通じた、経済社会の持続可能性向上にもつながるものである。機構は、地方公共団体等が取り組む、女性の起業支援や男性の家事・育児参画の促進、仕事と介護の両立が可能となるような環境整備を含む働きがい・働きやすさを向上させるための職場づくりの推進、女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりの推進等を支援することを通じ、女性に選ばれる地域づくりを後押しし、ひいては、女性活躍の推進による地域経済の発展を実現するとともに、我が国社会全体の活性化に貢献することが求められる。

男女共同参画に関する課題や進捗状況は地域によって異なる中で、全国で男女共同参画社会の形成を着実に促進するためには、地域の実情を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されることが重要であり、そのためには、地域における様々な主体が相互に連携・協働し、地域の男女共同参画に関する個別の課題及びニーズへの対応を進めていくことが必要である。

こうした中、令和7年通常国会（第217回国会）において、基本法が改正され、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策として「連携及び協働の促進」及び「人材の確保等」が追加されるとともに、地方公共団体が、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点となるセンターの機能を担う体制の確保に努めること、機構が同センターを支援し、様々な関係者と連携して、施策を推進するための中核的な機関としての役割を果たすこと等が規定された。

これにより、我が国の男女共同参画に関するナショナルセンターとして、また、地域における諸課題の解決に取り組む各地のセンター等を速やかにかつ強力に支援するセンターオブセンタースとして、センターを拠点とした地域におけるネットワーク形成の支援やセンターが行う好事例・先進事例の収集・提供、個別事業の実施方法に関する助言、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた広報啓発活動、男女共同参画社会の形成の促進を担う人材の確保等に向けた研修、各地域が抱える男女共同参画・女性活躍に関する課題やニーズの把握等に必要の調査研究、諸外国との連携などを機構が行うことにより、全国各地のセンターの機能強化を図り、地域の男女共同参画社会の形成の促進のための環境整備、意識改革や行動変容を後押ししていくことが重要である。こうした機能を機構が最大限発揮するためには、所要の人員及び予算等のリソースを確

保しつつ、効率的に運営を行うことが求められる。

機構の前身法人においても、女性の資質や能力向上を図るため、地方公共団体の職員や地域の男女共同参画社会の形成の促進を担う女性団体等を対象に、実践的な学習機会やネットワーク形成の機会の提供を実施してきたが、機構においても引き続きこれまで培ってきた男女共同参画促進施策に関する知見やネットワークといった強みを最大限に生かしていく必要がある。一方、女性教育の観点から研修施設の運営や当該施設における研修の実施を中心に業務を実施してきた前身法人に比べ、機構の目的及び業務の範囲は大きく拡大していることを踏まえ、企業や経済団体等との連携などの更なるネットワークの構築や、社会のデジタル化の進展などに対応した、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業の展開に必要なノウハウの蓄積や人材の育成が急務である。

<中期目標期間における取組等>

以上の機構の使命や現状と課題を踏まえ、次の①から⑥までの取組を実施することが期待される。

また、取組の実施の際には、業務の具体的な範囲や重点事項、重み付けの整理を行った上で、適切な時間軸を設定した中期計画期間のロードマップを策定するとともに、業務の効率的・効果的な運営のため、必要に応じた柔軟な人材の配置及び登用並びに予算の確保に努める。

① 男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進

男女共同参画に関する国の実施機関として、国だけでなく、地方公共団体や地域の男女共同参画の推進拠点となるセンター、地域の多様な主体（研究・教育機関、企業、経済団体、労働組合、NPO、地縁団体等）（以下「関係者」という。）が相互に男女共同参画に関する課題を共有し、その解消に取り組む機会を創出することができるよう、機構が地方公共団体及びセンター（以下「センター等」という。）に対してノウハウや好事例・先進事例等を共有し、地域の多様な主体との連携・協働を促す。

② 男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する広報啓発活動

機構が保有する資料を活用しながら、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた広報や、男女共同参画社会の形成の促進に関する法制度の周知など、国民の理解を深めるための広報啓発活動を行うとともにセンターが行う広報啓発活動への支援を行う。

③ 男女共同参画に関する研修プログラムの開発・充実及び研修の実施

センター等が関係者と連携・協働しながら男女共同参画・女性活躍を推進できるように、センター等の職員等に対し、男女共同参画の基礎知識、事業の企画立案及び広域連携の方法、関連施策分野（経済、福祉、教育、防災等）との連携方法

など、センター等が地域における連携・協働の拠点として機能するために必要な現下の諸課題に応じた研修を実施することに加え、センター等が関係者と連携し、各地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討できるよう、関係者を対象とした研修プログラムの開発及び研修の実施を行う。

④ 男女共同参画社会の実現に向けた専門的な調査研究の実施

地域ごとの男女共同参画・女性活躍に係る現状や課題を可視化するため、センター等が効果的な取組を行うために必要なデータを地域別に集計・整理するとともに、センター等が地域における現状と課題を把握するために必要な調査手法等についての調査研究や、機構がセンターの運営及び業務に関する現状を詳細かつ的確に把握するための調査研究を実施する。

⑤ 国際的な情報収集や発信

国際会議への出席に加え、国際機関や男女共同参画に関する諸外国の団体等との意見交換、外国政府機関の職員等に対するセミナーの開催等を通じて、我が国の男女共同参画に関する取組の発信や、海外の施策や動向に関する情報収集に努めるほか、得られた知見を広く国内に還元する。

⑥ 業務実施に当たっての留意事項

上記の取組を実施するに当たっては、オンラインの利点を生かした多様なスタイルの研修や調査研究等、デジタル化の進展を踏まえた実施方法を検討するほか、対面型の研修や関係者相互の連携促進の取組を機構の職員が全国各地に出向く形で実施するなど、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開する。

組織及び業務運営に関しては、経費や調達等の合理化・効率化を図るとともに、適切な予算管理を行い効率的な執行に努める。また、理事長のリーダーシップの下、機構が発足した背景や意義、果たすべき役割や課題を全職員が共有の上、迅速に取り組む。あわせて、内部統制等の継続的な見直しやDX等の推進により、業務の徹底した効率化を図るとともに、個々の職員のスキルアップ・専門性の向上を促す。

(別添) 政策体系図、使命等と目標との関係

II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの5年間とする。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進

基本計画において、男女共同参画社会の形成の促進に当たっては、関係者相互

の連携・協働を図ることが重要であるとされている。

特に、男女共同参画に関する課題やニーズは地域ごとに様々であることから、関係者が連携・協働しながら、地域の男女共同参画社会の形成の促進に係る個別の課題やニーズへのきめ細かい施策・取組を進めていくことが必要である。

そのため、センターを中心に、その他の関係者とともに地域課題を考えるワークショップを開催するなど、関係者が相互に課題やニーズを共有し、その解消に取り組む機会を創出することができるよう、機構がセンター等に対してノウハウや好事例・先進事例を共有する。

【指標】

- ・地方公共団体に対して調査を実施し、機構が開催する会議等によって得られたネットワークや機構からの助言を通じて得られた知見やノウハウなどを、ネットワーク構築等のセンター等の取組のために活用したと答えた割合について、中期目標期間中に80%以上の達成を目指す。

(1) 男女共同参画センターを拠点とした連携・協働の促進

機構は、センターを拠点とする地方公共団体における男女共同参画主管部局、商工、教育、福祉、防災等の関連部局及びその他の関係者とのネットワーク構築を支援することで、地域の実情に応じた課題解決ひいては全国的な男女共同参画の推進のための基盤づくりに取り組む。

具体的には、男女共同参画社会の形成に関わる関係者が一堂に会し、男女共同参画に関する政府の方針や国際的な動向等の情報共有並びに参加者相互のネットワーク構築及び意見交換の場を設ける。

また、各センター等の効果的・効率的な事業の展開に資するよう、相談支援、調査研究、事業の企画立案及び広域連携の方法等の、男女共同参画施策に関する実務に必要な知識について、地域ブロックごとに、機構及びセンター等の職員等の間で、ノウハウの提供や各地域の課題や好事例・先進事例の共有を行う実践的な情報共有及び意見交換の場を設けることにより、各地域におけるセンター等の間のネットワーク構築や連携強化を図る。

【指標】

- ・全国的な男女共同参画の推進のため、機構と男女共同参画に関わるセンター等とのネットワークの構築や連携強化を図るべく、中期目標期間中に可能な限り毎年度、全国規模の会議を開催する。
- ・全国規模の会議の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上から会議の内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- ・地域における男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者相互間のネットワーク構築を促進するとともに、センター等が効果的・効率的に事業を実施するためのノウハウの提供や好事例・先進事例の共有を図るため、毎年度7か所のブ

ロック会議を開催する。

- ・ブロック会議の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上から会議の内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。

(2) 知見・ノウハウの蓄積及び共有

センター等による効果的・効率的な事業実施を支援するため、センター等の事業や施策分野横断的な取組、広域連携の方法等に関する好事例・先進事例の収集を行うほか、これらの事例についてセンター等への情報発信・横展開を行うとともに、専門人材の分野や実績等を掲載した専門人材情報バンクを作成する。特に、女性の経済的自立の実現のために、女性の起業支援や地域の意識改革等に係る専門人材の情報を優先的に収集し、センター等の求めに応じ、マッチングの上、適切な人材を派遣する仕組みを構築する。

【指標】

- ・将来的に情報プラットフォームにおいて共有することを視野に入れつつ、センター等の効果的な事業実施に資する専門人材の分野や実績等の情報を掲載した専門人材情報バンクを作成する。
- ・当該専門人材情報バンクにおいては、起業支援に係る専門人材の情報も収集し、センター等を含む各地の関係機関とマッチングの上、適切な人材を派遣する仕組みを構築する。

(3) センター等に対する助言等

センター等に対して、有識者や機構の職員を紹介・派遣することにより、男女共同参画に関する事業の実施、現状や課題の把握等への助言等を行う。

特に、若年層や男性の関心が高いテーマも含め、センター等が地域の企業や経済団体向けの講座や学校における出前講座を実施するための基本的な教材や効果的な広報啓発のノウハウ等を提供し、センター等が地域の企業や経済団体、学校や教育委員会等に対する効果的な研修を実施することを支援する。

【指標】

- ・センター等への有識者や機構の職員などの専門家の紹介・派遣について、中期目標期間中に150件以上実施する。

【重要度：高】

全国各地で男女共同参画・女性活躍を推進するためには、地域における男女共同参画・女性活躍に関する多様な関係者が連携・協働して取り組むことが重要であるため。

2 男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する広報啓発活動

基本計画において、地域により男女共同参画に関する情報や取組に差があることから、住民に身近な地方公共団体その他の関係者と連携して、地域における広報啓発活動の一層の推進を図ることが必要であるとされており、機構は、男女共同参画社会の形成の促進に当たってのナショナルセンターとして、保有する資料を活用しながら、男女共同参画社会の形成に関する国民の理解を深めるための広報啓発活動を行うとともに、センター等における資料の充実を図るため、こうした資料をセンター等に共有し、男女共同参画に関する専門的図書への市民の情報アクセスの確保及びセンター等で実施する講座や広報啓発、研修等と連動した活用を促す。

このため、継続的に国内外の専門的な資料や情報のほか、機構や関係府省、地方公共団体等の関係者の施策、事業、調査研究等の情報を幅広く取りまとめて、関係機関等と連携して分かりやすく提供し、国内外への広報啓発活動を充実・強化する。

また、顕著な業績を残した女性や男女共同参画促進施策等に関するアーカイブの構築を進め、全国的にその成果の還元を図る。

さらに、SNSの活用により若年層や男性等を含めた関係者への広報啓発活動を充実・強化する。

(1) 男女共同参画・女性活躍に資する情報の提供

男女共同参画や女性活躍について、地域単位では収集困難な広域的・専門的な資料や情報を収集し、関係者において、情報を有効に活用し、男女共同参画・女性活躍の視点に立った施策の企画立案・実施につなげられるよう整理・提供する。その際、センターの職員等の利用ニーズの高い資料について、機構が保有する資料をデジタル化するとともに、電子書籍の購入を優先的に進め、各センター等において広く活用できるようにする。また、収集した資料を活用して男女共同参画社会の形成の促進について国民の理解を深めるための広報啓発活動を行う。

【指標】

- ・中期目標期間中に延べ170か所以上のセンターや研究・教育機関等に、女性の活躍推進や男女共同参画社会の形成を目指した様々なテーマに関する図書をパッケージ化して貸し出す。
- ・パッケージの貸出先に対してアンケート調査を実施し、80%以上から当該サービスが業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。

(2) 男女共同参画・女性活躍に関する歴史的資料の収集・保存の推進

男女共同参画・女性活躍に関連する歴史的資料について、有識者の意見を参考にしつつ、収集・保存のための方針に基づいて全国から収集し保存する。

また、保有する資料のデジタル化を進め、オンラインによるアーカイブ展示を

実施する。

【指標】

- ・男女共同参画・女性活躍に関する資料を中期目標期間中に新たに5,000点以上データベース化する。
- ・オンラインによるアーカイブ展示を中期目標期間中に10回以上実施する。
- ・中期目標期間中に延べ80か所以上のセンターや大学等に、展示パネル（ダウンロード利用を含む。）を貸し出す。

（3）積極的な広報啓発活動の充実・強化

機構のプレゼンスを高めるため、機構の事業や取組について積極的に国民に周知し、機構としての広報計画を策定し、理事長のトップマネジメントの下に効果的な広報啓発活動を推進する。SNSの活用により若年層や男性等を含めた関係者への広報啓発活動を充実・強化する。

【指標】

- ・ホームページ等のアクセス件数を中期目標期間中に年間35万件以上達成する。
- ・SNS等による情報発信について、反応数を毎年度、前年度比増とする。

3 男女共同参画に関する研修プログラムの開発・充実及び研修の実施

基本計画において、持続可能な地域づくりを推進するためには、様々な場面で固定的な性別役割分担意識の解消を含む男女共同参画を推進し、それぞれの地方の持つ良さを生かしながら、女性や若者が活躍でき、暮らしやすい地域へとシフトしていくことが必要不可欠であるとされており、センター等が地域の拠点として男女共同参画社会の形成の促進を担う人材の育成を進めることが重要である。そのため、機構は、センター長、管理職、初任者等の階層別の研修プログラムや、男女共同参画の基礎知識や、事業（広報啓発、調査研究、相談支援等）の企画、他の関連施策分野（経済、福祉、教育、防災等）との連携、女性デジタル人材育成等について、研修プログラムを開発・実施することにより、地域の多様な課題及びニーズに応じた男女共同参画に係る事業の企画・実施における専門性向上を図る。

また、地域の男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者の育成・専門性向上のため、各関係者向けの男女共同参画における諸課題に関する研修を開発・実施する。

オンライン研修について、受講者の利便性を高め、多くの受講を可能とする観点から、オンデマンドでの視聴・学習を可能にする。

また、研修の一部のコンテンツについて広く配信し、地域で男女共同参画に取り組む多くの関係者において共有を図る。

(1) センター職員等の育成・専門性向上

センター等の職員等の初任者を対象とした基礎的な研修の更なる充実を図る。具体的には、男女共同参画の基礎知識や関連の法制度、各センターが地域のニーズを把握するための手法、事業の企画立案及び広域連携の方法、他の関連施策分野（経済、福祉、教育、防災等）との連携方法など、着任後間もない時期に一括して学べるような研修プログラムを開発・充実し、研修を実施する。

さらに、現下の諸課題に応じて研修プログラムを充実させるとともに、これらの研修を分野別及びレベル別に体系化することで、各受講者の進捗を明確化し、研修を受講する動機付けを高める観点から、研修の修了段階に応じた認定制度の創設に向けて取り組む。

【指標】

- ・ 中期目標期間中に、延べ 30 以上の研修を実施する。
- ・ 中期目標期間中に、研修プログラムの体系化及び受講の進捗状況の明確化についての枠組みを整備し、修了段階に応じた認定制度の創設に向けて取り組む。
- ・ 毎年度、研修受講者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- ・ アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じて研修等の見直しを図る。

(2) 地域の男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者の育成・専門性向上

センター等が企業や経済団体のニーズに合った講座や助言等を効果的に行うことができるよう、センター等の職員等が地域の企業や経済団体向けに活用できる、女性の採用・育成・登用や働き方改革、固定的な性別役割分担意識の解消等に関する研修プログラムを開発する。

教育長、教育委員、教育委員会や教育センターの職員、学校の管理職等が、学校における男女共同参画に関わる現状や課題を把握し、女性の管理職登用促進や教職員のキャリア形成支援等の意義・必要性について理解を深め、地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討できるよう研修や教育・学習支援等を実施する。

また、教育委員会やセンター等と連携し、学校等における男女共同参画に関する教育・学習の推進に資する研修の充実を図る。

女性のデジタル人材育成の取組について、センター等の職員等向けや、デジタル人材を目指す女性向けに、デジタル分野に係る基礎的な研修プログラムを提供するため、各センターにおける好事例・先進事例を収集し、広く発信するとともに、関係者と連携して研修プログラムの提供に向けた検討を行う。

【指標】

- ・ 毎年度、研修受講者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施

し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。

- ・アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じて研修等の見直しを図る。

(3) 困難な問題を抱える女性や望まない孤独及び孤立などに直面する男性を支援するための人材の育成

センター等における幅広い分野の相談に係る対応力の向上や、男女共同参画社会の形成の促進に関する法制度等の知識の習得、関係機関等との連携のノウハウ向上を図るため、相談員及び相談支援事業担当者向けの研修の強化を図るとともに、困難な問題を抱える女性向けの支援だけでなく、男性への相談支援も含め、現下の諸課題に応じた幅広い分野に係る研修プログラムの開発及び充実に努める。

【指標】

- ・毎年度、研修受講者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- ・アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じて研修等の見直しを図る。

4 男女共同参画社会の実現に向けた専門的な調査研究の実施

基本計画において、政策の立案に際しては、可能な限り、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）等を活用するとともに、ジェンダー統計の充実の観点から、男女別データの把握及び利活用の促進に取り組むこととされている。機構は、男女共同参画社会の形成に向けた取組を効果的に推進するため、各地域の男女共同参画・女性活躍の推進状況等を客観的に把握するための調査研究を行い、政府における政策立案や実施を支えるEBPM機能の強化を図る。

また、各地域によって、男女共同参画・女性活躍に関する現状や課題は異なっており、様々な事業を効果的に展開するためには、それらについてきめ細かく把握し、的確に分析することが必要である。

そのため、機構は地域ごとの男女共同参画・女性活躍に関する現状や課題を可視化するため、センター等が地域における男女共同参画・女性活躍に関する現状を把握し、諸課題の解決のために効果的な取組を行えるよう、必要な統計データ等を地域別に集計・整理を行うとともに、センター等が地域における男女共同参画・女性活躍に関する現状と課題を把握するために必要な調査手法等について調査研究を実施の上、センター等に提供する。

また、センターの運営及び業務に関する現状を詳細かつ的確に把握するための調査研究を実施する。

さらに、各センター等が把握した地域の様々な課題や事業のニーズ等について、定期的に収集・整理すること等により、地域ごとにきめ細かな課題把握・分析を行い、その結果について関係者へ共有する。

そのほか、女性の経済的自立に関する調査研究や初等中等教育分野における男女共同参画の促進に資する調査研究に加え、新たな課題が生じた場合は、当該課題の解決に資する調査研究を行い、その成果を広く関係者に提供する。

調査研究で把握された現状と課題の成果は、地域における関係者間での連携促進や研修プログラムの作成等の基盤として活用する。

【指標】

- ・ 中期目標期間中に調査研究を延べ10件以上実施する。
- ・ 調査研究から把握された課題や実態を、将来的に情報プラットフォームにおいて共有することを視野に入れつつ、センター等へ広く共有し、センターにおける事業企画や連携についての知見を提供するとともに、機構における研修プログラムの企画・開発の資料として活用する。
- ・ 調査研究の成果普及等に資する取組に関しては、機構の研修プログラムや外部での講師活動等を通じて普及・啓発を図るとともに、分かりやすい冊子や動画にまとめて発信する。

【重要度：高】

我が国全体の人口減少が続く中、今後、地方において人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定される。各地域によって、男女共同参画社会の形成に係る状況や課題は異なっており、様々な事業を効果的に展開するためには、その状況や課題についてきめ細かく把握し、的確に分析することが必要であるため。

【困難度：高】

センター等において、統計調査の実施や調査に必要なセンター等内外の組織との連携のノウハウの不足等により、地域間での比較分析等ができないといった課題がある中で、センター等が地域における男女共同参画・女性活躍に関する現状と課題を可視化・把握するためには、機構として、全国の各地域単位の多様な統計データについて把握・分析することが必要となるため、困難度は高い。

5 国際的な情報収集や発信

基本計画において、国際社会における男女共同参画・女性活躍の進展を真剣に受け止め、国際規範・基準等や国際的なコミットメント等を国内施策に適切に反映していくとともに、国際的な取組に貢献していく必要があるとされている。機構は、男女共同参画・女性活躍推進のためのナショナルセンターとして、国際会議や国際的な連携の下で進める取組等において、機構における調査結果や、センターの取組を始めとする日本国内における好事例・先進事例等の積極的な発信を

行う。

また、センター等が国際的な動向や海外の好事例・先進事例等も参考にしながら業務の企画立案等を行うことを支援するために、男女共同参画・女性活躍に関する国際動向や海外の好事例・先進事例等について収集・整理し、センター等に対して広く情報提供する。

引き続き、男女共同参画・女性活躍推進のための人材育成を海外の政府機関等と連携を図りつつ実施する。

【指標】

- ・中期目標期間中に、国際関係事業を延べ10件以上実施する。

(1) 国際的な情報収集と情報発信

国連女性の地位委員会（CSW）や女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）で取り上げられている課題（女性の経済的エンパワーメント、女性のリーダーシップの発揮、女性に対する暴力の根絶、男性への働きかけ等）について、先進的な取組をテーマとして取り上げ、国内外の有識者による国際セミナーを実施するとともに、先進的な取組に関する情報のうち男女共同参画促進施策の実施に当たって参考となる情報を収集・発信する。また、これまでに構築した海外の政府機関等との協力体制を基礎として、男女共同参画・女性活躍に関する情報交換や協働事業等を実施する。

【指標】

- ・セミナー受講者に対して、セミナーの波及効果等に係るアンケート調査を実施し、80%以上からセミナーの内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- ・アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じてセミナー等の見直しを図る。

(2) 諸外国における人材育成

基本計画の重点分野「第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」でも示されているように、2015年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成及び北京行動綱領の実現に向けて、男女共同参画・女性活躍に関連する国際的な取組に貢献することが求められている。

このため、SDGsの17のゴールに基づき、アジア地域等の共通のジェンダー課題をテーマに各国の男女共同参画・女性活躍推進のための人材育成に資するセミナーを開催する。

【指標】

- ・セミナー受講者に対して、セミナーの波及効果等に係るアンケート調査を実施

し、80%以上からセミナーの内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。

- ・アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じてセミナー等の見直しを図る。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1 経費等の合理化・効率化

業務量の変動に対応した組織体制の見直し、業務の電子化等に取り組み、業務の徹底した見直し及び効率化を図る。

その結果として、運営費交付金を充当して行う事業は、物価上昇の影響、新規に追加されるもの及び特殊要因により増減する経費は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、土地賃借料及び保険料の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、今中期目標期間の初年度に比して同額以下とし、業務経費（人件費を除く。）については、毎年度、今中期目標期間の初年度の0.375%に相当する額以上の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものは、上記に準じて翌年度から同様の効率化を図ることとする。

2 調達等の合理化

契約については「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化、調達の合理化等を推進することにより、経済性、公正性及び透明性を確保する。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、教職員支援機構及び機構の4法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、業務の特性や実績等を踏まえた適切な処遇の確保に努め、役職員給与の適正化に取り組むとともに、その取組状況を公表する。

4 情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムやデジタル技術等を活用した業務の電子化やペーパーレス化、業務フローの見直し・事務手続の簡素化等により業務改善を推進し、効果的・効率的な業務運営を実現する。

V 財務内容の改善に関する事項

1 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則であることを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する（仮に、中期目標期間中又は年度ごとにおいて、予算と実績の乖離が見込まれる場合、その要因を厳格に分析し、速やかに、予算管理に反映させる。）。

2 自己収入の拡大等

外部連携等の取組、受託研究、寄附金や科学研究費補助金等の多様な財源確保の検討を進め、自己収入の確保に取り組む。運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、理事長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行う。

VI その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制の充実・強化

法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化、文書主義の徹底を進めるなど所要の規程等を整備し、ガバナンスの保持、コンプライアンスの遵守等内部統制を充実するとともに、理事長のリーダーシップの下、機構が担う役割や課題等の情報を全役職員が共有し、役職員の使命感・モチベーションの向上に取り組む。

内部規程を必要に応じて見直し、内部統制の強化及びリスク管理の充実を行う。監事による監査及び機構が自ら行うモニタリングの結果を業務に反映させ、内部統制の継続的な見直しを図る。また、各事業のプロセスや成果等について評価を行う外部評価委員会を設置し、事業内容についての専門的助言を得た上で、必要に応じて改善を図る。

2 公文書管理、個人情報保護、情報公開及び情報セキュリティ体制の充実

内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護及び情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。

情報セキュリティについては、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群、外部機関の監査結果を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき対策を講じ、サイバー攻撃に対する防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより継続的に改善を図る。

3 人事に関する計画

職員の専門性を高めるため、研修を実施するとともに、他機関が主催する研修

事業への参加を促すなど研修機会を充実させる。

また、柔軟な働き方が可能となる労働環境の整備について検討するとともに、人事交流や客員研究員制度の活用により、研究職員等を確保し組織の活性化を図る。

また、業務の効率的・効果的な運営のため、必要に応じた柔軟な人材の配置及び登用並びに予算の確保に努め、育成方針を策定し、その取組を進める。

4 長期的視野に立った施設・設備の整備等

「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて」（令和6年7月30日内閣府・文部科学省・国立女性教育会館）に基づき、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、必要な機能は本館に集約することとし、老朽化した宿泊棟、研修棟、体育施設等の施設については、令和12年度までを目指して撤去すべく、必要な準備を行う。

5 温室効果ガスの排出の削減

温室効果ガス削減のための取組を実施する。

独立行政法人男女共同参画機構に係る政策体系図(案)

男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)

● 男女共同参画社会の形成についての基本理念

「男女の人権の尊重」(3条) 「社会における制度又は慣行についての配慮」(4条) 「政策等の立案及び決定への共同参画」(5条)
「家庭生活における活動と他の活動の両立」(6条) 「国際的協調」(7条)

国

基本理念にのっとり、
男女共同参画促進施策を
総合的に策定及び実施
(基本法8条)

広報活動等
(基本法16条)

関係者相互間の
連携・協働の促進
(基本法18条)

人材の確保、養成
及び資質の向上
(基本法18条の2)

調査研究
(基本法18条の3)

情報の提供
(基本法19条)

助言
(基本法19条)

男女共同参画基本計画(<男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(基本法13条)>

機構

男女共同参画促進施策
の推進のための
中核的な機関
(基本法10条の2)

独立行政法人男女共同参画機構法(令和7年法律第79号)

広報・啓発
(機構法12条1号)

関係者相互間の
連携・協働の促進
(機構法12条2号)

研修
(機構法12条3号)

調査研究
(機構法12条4号)

情報・資料の収集・
整理・提供
(機構法12条5号)

助言
(機構法12条6号)

男女共同参画促進施策の効果的な推進を図るため、密接に連携(基本法18条3項)

地域

センター

関係者相互間の連携と協働の拠点
(基本法18条)

地方公共団体

国の施策に準じた施策の策定、実施
(基本法9条)
センターの体制確保の努力義務
(基本法18条2項)

国民(民間団体)

職域、学校、地域、家庭その他の社会の
あらゆる分野において、男女共同参画社会の
形成に寄与する努力義務(基本法10条)

独立行政法人男女共同参画機構の使命等と目標との関係（案）

（使命）

機構は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、同施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員等に対する研修、専門的な調査及び研究等を行うことにより、男女共同参画促進施策の推進を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的としている。

（現状・課題）

◆強み

前身法人において、地方公共団体の職員や地域の男女共同参画を担う女性団体等を対象に、実践的な学習機会やネットワーク形成の機会の提供を通じ、男女共同参画促進施策に関する知見やネットワークを培ってきた。

◆課題

前身法人に比べ、機構の目的及び業務の範囲が大きく拡大していることを踏まえ、企業や経済団体等との連携などの更なるネットワークの構築や、社会のデジタル化の進展などに対応した特定の場所や方法にとらわれない多様な事業の展開に必要なノウハウの蓄積や人材の育成が急務。

（環境変化）

- 我が国の女性活躍・男女共同参画の課題として、
 - ・政治分野、経済分野における女性の参画
 - ・男女間賃金格差やL字カーブなど女性の経済的自立に向けた課題
 - ・固定的な性別役割分担意識
- に加え、地方において人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定される。
- 男女共同参画社会基本法が改正され、地方公共団体に対し、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点となる男女共同参画センターの機能を担う体制の確保に努めることが法定化。

（中期目標）

○我が国の男女共同参画に関するナショナルセンターとして、また、地域における諸課題の解決に取り組む各地のセンター等を強力に支援するセンターオブセンターズとして、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた広報啓発活動、男女共同参画社会の形成の促進を担う人材の確保等に向けた研修、各地域が抱える男女共同参画・女性活躍に関する課題やニーズの把握等に必要調査研究、諸外国との連携等を機構が行うことにより、全国のセンターの機能強化を図り、地域の男女共同参画社会の形成の促進のための環境整備、意識改革や行動変容を後押しする。